

追加議案目次

議案第94号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第95号	個別外部監査契約に基づく監査によることについて	3
議案第96号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について	5
議案第97号	平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	5

議案第94号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月23日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の9.68」を「100分の9.14」に改める。

第5条中「1万9,800円」を「1万9,600円」に改める。

第6条第1号中「1万7,800円」を「1万6,800円」に改め、同条第2号中「8,900円」を「8,400円」に改め、同条第3号中「1万3,350円」を「1万2,600円」に改める。

第7条中「100分の4.06」を「100分の3.45」に改める。

第8条中「1万2,000円」を「1万1,000円」に改める。

第9条中「100分の3.39」を「100分の3.20」に改める。

第10条中「1万2,500円」を「1万1,800円」に改める。

第24条第1号ア中「1万3,860円」を「1万3,720円」に改め、同号イの(ア)中「1万2,460円」を「1万1,760円」に改め、同号イの(イ)中「6,230円」を「5,880円」に改め、同号イの(ウ)中「9,350円」を「8,820円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「7,700円」に改め、同号エ中「8,750円」を「8,260円」に改め、同条第2号ア中「9,900円」を「9,800円」に改め、同号イの(ア)中「8,900円」を「8,400円」に改め、同号イの(イ)中「4,450円」を「4,200円」に改め、同号イの(ウ)中「6,680円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「5,500円」に改め、同号エ中「6,250円」を「5,900円」に改め、同条第3号ア中「3,960円」を「3,920円」に改め、同号イの(ア)中「3,560円」を「3,360円」に改め、同号イの(イ)中「1,780円」を「1,680円」に改め、同号イの(ウ)中「2,670円」を「2,520円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,200円」に改め、同号エ中「2,500円」を「2,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第95号

個別外部監査契約に基づく監査によることについて

補助金事務の適正性を審査する必要があるため、下記の案件について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

監査要求の要旨

次の(1)及び(2)を比較し、及び照合することにより佐渡市の補助金交付事務手続の現状を評価し、もって、本来あるべき補助金交付事務のあり方及び適正な補助金交付事務の汎用規準の方向性についての提言を求める。

- (1) 平成24年度離島流通効率化事業（水産物加工施設整備事業に限る。以下「当該事業」という。）における補助金の不正受給事案に係る実際の事務処理手続の分析

- (2) 当該事業に係る補助金交付事務基準である規定の調査及び研究

平成28年6月23日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

佐 監 第 3 1 号
平成 28 年 6 月 21 日

佐渡市長 三浦 基裕 様

佐渡市監査委員 渡部 直樹

佐渡市監査委員 猪股 文彦



個別外部監査の実施に対する意見について（通知）

平成 28 年 6 月 21 日付け佐総第 276 号により要求のあった個別外部監査契約に基づく監査を実施する件について、合議の結果、下記のとおり意見がまとまったので、地方自治法第 252 条の 41 第 3 項の規定に基づいて、下記のとおり通知する。

記

補助金等交付事務のあり方及び汎用規準についての提言を求めることについて、監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することに異存はない。

ただし、法律的解釈を問うものであることから、専門的な知見による調査、評価及び分析を正確に行い、より具体的で即効性のある提言を求め、適切な監査報告書を提出してもらうこと。

議案第96号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について
(予算書別紙添付)

議案第97号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)

《平成28年度 佐渡市一般会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国民健康保険特別会計への繰出金を計上
- ・ 個別外部監査に係る経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,924,760
補正額	9,042
累計予算額	44,933,802

3. 財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	12,799
繰入金（国民健康保険特別会計繰入金）	31,600
繰入金（財政調整基金繰入金）	△ 35,357

4. 補正項目

(単位：千円)

○国民健康保険特別会計繰出金【市民生活課】 補正額： 6,542

(事業内容)

国民健康保険特別会計の補正予算に係る一般会計からの繰出金を計上

○総務一般経費【総務課】

補正額： 2,500

(事業内容)

補助金交付事務の分析及び評価に係る個別外部監査業務委託料を計上

《平成28年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・国民健康保険税本算定に伴う歳入・歳出所要額の計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	7,799,000
補正額	219,000
累計予算額	8,018,000

3. 主な財源内訳	(単位：千円)
国民健康保険税	△ 90,221
国庫支出金	76,223
療養給付費等交付金	△ 5,968
前期高齢者交付金	△ 68,735
県支出金	605
財産収入	△ 1
一般会計繰入金	6,542
繰越金	300,555

4. 主な補正内容	(単位：千円)
総務費	補正額 2,259
保険給付費	補正額 8,640
後期高齢者支援金等	補正額 △ 51,204
前期高齢者納付金等	補正額 96
介護納付金	補正額 △ 5,353
基金積立金	補正額 181,972
諸支出金	補正額 82,599
その他	補正額 △ 9

(内容)

本年度の医療費の動向による保険給付費の減額、各支払額の確定による所要額の計上並びに前年度精算に伴う国庫償還金及び一般会計繰出金の計上